

わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市売店等募集要領

1. 目的

この要領は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市売店設置運営要項」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ開催における参加選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下、「大会参加者等」という。）の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介および販売を促進するため、売店等を募集します。

2. 出店会場、出店期間及び募集数

売店の出店会場、出店期間及び募集数等は別紙1「甲賀市売店募集概要」のとおり。

3. 出店規模

テントでの売店規模は1ブース約20㎡（2×3間のテント相当）を基本とする。また、移動販売車にて出店する場合、テントは設置しないものとし、移動販売車1台につき1ブース使用とみなします。なお、実行委員会は出店状況を勘案し、必要に応じて出店規模を変更することができるものとします。

4. 出店申込資格

売店の出店者は、次の各号の条件を満たす者としします。

（1）次の条件のいずれかに該当する者

- ① 申請時に甲賀市内で1年以上店舗を有して営業を継続している者
- ② キッチンカーについては、当該管轄地の保健所で営業許可を受けており、1年以上営業を継続している者
- ③ 競技団体の推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者
- ④ 第74回国民体育大会（以下「国体」という。）以降の国体・国民スポーツ大会および競技別リハーサル大会に出店実績がある者
- ⑤ その他、市実行委員会が認めた者

（2）次の条件を全て満たす者

- ① 各競技会の開催期間中、本要領で定める事項を遵守し、継続して出店すること。
- ② 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。
- ③ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請時より過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
- ④ 飲食物販売の出店者については、申請時より過去1年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- ⑤ 納税義務が履行されていること。
- ⑥ 「甲賀市暴力団排除条例」第2条第1項または同条第2項に規定する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用し、または雇用していないこと。

5. 販売品目の条件

売店における販売品目は、次に掲げるものとします。

(1) スポーツ用品

(2) 国スポ記念グッズ

※国民スポーツ大会標章またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「キャッフィー・チャッフィー」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

(3) 郷土物産品

※甲賀市等の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。

(4) 飲食物（アルコール飲料は除く。ただし、市実行委員会が郷土物産品と認めるものは可。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

あらかじめ営業許可施設等において処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理または加工のみを行うものであること。

(5) 宅配便

(6) 障害者就労施設等による製品

(7) その他、市実行委員会が特に必要と認めたもの。

6. 飲食物出店者条件

売店出店者のうち、飲食物出店者については、調理従事者に対し、出店前1か月の間に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）を実施し、その結果を実行委員会まで提出できること。

なお、検便検査に係る費用については、出店者の負担とする。

また、申請書の内容を基に保健福祉事務所等との協議の上、食品衛生の観点から取扱品目や調理方法の変更等をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

7. 経費負担

売店の運営に要する経費は、出店者が負担することとし、出店料は無料とします。

8. 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、希望に応じて市実行委員会が準備し、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとします。なお、市では全体給排水施設は設けません。

また、市実行委員会の許可を受けて火気または燃料等危険物を使用する出店者にあたっては、ブース内に消火器（使用期限内のものに限る。）を設置してください。

なお、所管消防署への届出については、市実行委員会が取りまとめて行いますが、届出に必要な書類は出店者で用意してください。

○市実行委員会準備物

- ① テント（２間×３間）１張以内（四方幕含む）
- ② 長机６台以内
- ③ 椅子４脚以内

※長机、椅子について上記の数以上必要な場合は、市実行委員会に事前に承認をもらった場合のみ、持ち込むことができます。

９．出店申込期限

令和７年４月３０日（水）まで

１０．出店申込の方法

（１）提出書類

出店希望者は、申込期間内に以下の書類を市実行委員会に提出してください。

- ① 売店出店申請書（様式第１号）
- ② 売店出店概要書（様式第２号）
- ③ 売店従事者、搬入車両予定表および持込備品調書（様式第３号）
- ④ 誓約書兼承諾書（様式第４号）
- ⑤ 甲賀市税の納税証明書（写しでも可、該当者のみ）
- ⑥ 出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し）
- ⑦ 当該管轄地の保健所の食品営業許可証の写し（ただし、飲食物を販売・提供する場合に限る）。
- ⑧ その他市実行委員会が必要と認めるもの

（２）提出方法

次のいずれかの方法でご提出ください。

- ① 持参
- ② 郵送
- ③ 電子メール

（３）提出先

下記２４の問い合わせ先と同じ

※電子メールにてご提出いただく場合

送信後、下記２４の問い合わせ先へ電話にて電子メールで提出の旨をお伝えください。また、併せて市実行委員会事務局員へ受信確認を行ってください。

（４）その他

申込から出店までの流れについては別紙２をご確認ください。

１１．出店者の選定

本要領に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品

のPR等を考慮して選定します。

ただし、当該申請者が次のいずれかに該当するときは、市実行委員会は当該申請をした者を優先して選定し、これによることができない場合は抽選により選定します。

- (1) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他市実行委員会が適当と認めたもの

1 2. 保健所への手続き

臨時営業許可等を必要とする出店者については、売店出店許可証を受け取ったときは、速やかに管轄保健所に必要な届出を行い、保健所の受付印が押された許可書等の写しを市実行委員会に提出してください。

また、出店に必要な営業許可書等は、出店時に店内に掲示してください。

1 3. 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中は常駐させるものとします。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告してください。
- (3) 売店責任者は、市実行委員会の指示に従い、売店の運営にあたってください。
- (4) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理、保管および販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めてください。

1 4. 禁止事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる行為をしてはならないこととします。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 指定された場所以外で立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (3) 指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (4) 許可された販売品目以外のものを販売すること。
- (5) アルコール飲料の販売および試飲を含む無償提供を行うこと。ただし、試飲を含む無償提供をせず、市実行委員会が郷土物産品として販売を認めたものはこの限りではない。
- (6) 危険物を販売および無償提供すること。
- (7) 拡声器や音響機器類を使用すること。
- (8) 市実行委員会の許可を受けていない火気器具および燃料等危険物を使用すること。
- (9) その他両大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為を行うこと。

1 5. 遵守事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならないこととします。

- (1) 市実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。

- (2) 売店およびその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、販売物の容器、包装袋等発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入または搬出に使用する車両には、市実行委員会が交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列および搬出は、両大会運営に支障をきたさないよう、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、市実行委員会が交付するADカードを着用すること。なお、必要に応じて、マスク、手袋を着用してください。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心を持ち、親切で丁寧な対応を心掛けること。
- (9) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (10) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときは、その指示に従うこと。
- (11) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに市実行委員会に報告すること。
- (12) 関係法令等を遵守し、施設管理者、市実行委員会の指示に従うこと。

16. 管理運営

売店における販売品および売店備品の管理は、出店者の責任において行うこととし、火災や盗難、その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとします。

17. 事故等発生時の対応

売店において、事件または事故等が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたりるとともに、ただちに市実行委員会に連絡し、その指示に従ってください。また、不審者または不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに市実行委員会に報告し、その指示に従ってください。

18. 許可の取り消し

市実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出す場合があります。なお、この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償を請求することはできません。

- (1) 本要項および関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他市実行委員会が売店の管理運営において不適当と認めたとき。

19. 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに販売品等を搬出し、原状回復をし、市実行委員会の検査を受けてください。また、出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会は、当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求する場合があります。

20. 賠償責任

出店者および従事者は競技会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとします。

21. 補填および補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填および補償を市実行委員会に請求することはできません。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも出店の準備に要した経費等の補償を市実行委員会に請求することはできません。

22. 個人情報の取扱い

売店従事者等の個人情報については、市実行委員会が売店設置運営のためにのみ使用するものとし、その他の目的には使用しません。

23. その他

- (1) 競技会場においては、選手、監督、大会関係者に昼食弁当が斡旋されます。
- (2) 選手、監督、大会関係者及び一般観覧車を対象に無料ドリンクコーナーや銘菓等の無料提供を実施します。
- (3) 本募集要領に記載内容は、予告なく変更する場合があります。
- (4) 出店会場において、本市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、会場内の売店等で利用できるプレミアム付商品券の販売を実施する場合があります。
- (5) サッカー競技については、運営主体が大津市・守山市となります。

24. お問い合わせ

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会事務局
(甲賀市教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室内)
〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地
TEL:0748-69-2253 FAX:0748-69-2290
E-Mail:koka30107600@city.koka.lg.jp

年 月 日

様式第 1 号

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
甲賀市実行委員会会長

様

申 請 者 住 所

商 号 また は 名 称

代表者役職名・氏名

電 話 番 号

売店出店申請書

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市売店等募集要領第 10 項の規定に基づき、申請します。

記

1 出店競技 _____ (複数回答可)

2 出店会場 _____

3 出店希望形態 テント ・ キッチンカー (※どちらかに○を)

4 添付書類

- (1) 売店出店申請書 (様式第 1 号)
- (2) 売店出店概要書 (様式第 2 号)
- (3) 売店従事者、搬入車両予定表および持込備品調書 (様式第 3 号)
- (4) 誓約書兼承諾書 (様式第 4 号)
- (5) 甲賀市税の納税証明書 (写しでも可、該当者のみ)
- (6) 出店者および販売員の本人確認書類 (運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し)
- (7) 当該管轄地の保健所の食品営業許可証の写し (ただし、飲食物を販売・提供する
場合に限る)。
- (8) その他市実行委員会が必要と認めるもの

様式第 2 号

売店出店概要書

(ふりがな) 商号または名称			
出店会場		出店競技	

(ふりがな) 代表者役職名・氏名				
代表者生年月日	年 月 日 生			
所在地	〒			
連絡先	電話		F A X	
	MA I L			
出店担当者	氏名		携帯電話 (緊急連絡先)	
業種				
主な取扱品目 (該当品目を○で囲む)	スポーツ用品・国スポ記念グッズ・郷土物産品・飲食物・宅配便・ 障害者就労施設等による製品・その他 ()			
国体等出店実績				
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得した許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去 1 年間法令違反等処分歴の有無	有 ・ 無	過去 1 年間食中毒発生 事故歴の有無	有 ・ 無	
販売品目価格等一覧				
No.	商 品 名	予定数量	販売価格	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※不足する場合は、別紙に追加してください。

※備考欄には、製造責任者、承認番号、商品内容等について記入してください。

様式第3号

売店従事者、搬入車両予定表および持込備品調書

商号または名称			
出店会場		出店競技	

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。

2 車両予定表

使用日	車 種	車両ナンバー	駐車場使用	備考(車両サイズ等)
月 日			有 ・ 無	
月 日			有 ・ 無	
月 日			有 ・ 無	
月 日			有 ・ 無	
月 日			有 ・ 無	

※車種欄には「2 トントラック」や「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は「駐車場使用」を無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台となります。

※キッチンカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を備考欄に記入してください。

3 持込備品一覧表(市実行委員会が設営する備品以外のもの)

備 品 名	規格等	持 込 目 的

※電源、火気の仕様に伴う備品を使用する場合は記入してください(発電機、プロパン等)

年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
甲賀市実行委員会会長

様

申 請 者 住 所

商号または名称

代表者役職名・氏名

電 話 番 号

誓約書兼承諾書

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店申請に当たり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、市実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請および許可後の申請にあたり、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 本事業に関し、市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）の納付状況について確認調査されることについて同意します。
- 3 甲賀市暴力団排除条例第2条第1号または同条第2号に規定する暴力団員等ではありません。
- 4 従業員として、暴力団および暴力団員等を使用し、または雇用していません。
- 5 販売物品等について、法令等に違反して、過去1年間に処分を受けていません。
また、飲食物を販売する場合、過去1年間に食中毒等における行政処分を受けていません。
- 6 出店に際して、出店に伴う位置、時間等の運営方法について、市実行委員会に対し異議申立てを行いません。

(申請者) 様

わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ
甲賀市実行委員会 会長

売店出店許可証

わた SHIGA 輝く 国スポにおいて、わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ甲賀市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

つきましては、わた SHIGA 輝く 国スポ甲賀市売店等募集要領第 1 2 の規定に基づき、営業許可等を必要とする出店者は、 年 月 日 ()までに保健所の受付印が押された許可証等の写しを提出してください。

記

許 可 番 号	
商号または名称	
代表者役職名・氏名	
出店許可会場	(競技名：)
出店許可期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
出店許可品目	
駐車許可台数	台
遵 守 事 項	1. 本許可証および営業許可書等を売店内に掲示すること 2. 売店の設置運営に関しては、わた SHIGA 輝く 国スポ甲賀市売店等募集要領、わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ甲賀市売店設置運営要項および関係法令等を遵守すること